

第3章 生活環境・自然環境

第1節 生活環境

1 空き地の環境保全

町では、不良状態にある空き地の所有者又は管理者に対し、空き地の保全について助言または指導をしています。

空き地の雑草除去については、町への処理依頼制度があり、業者委託により処理をしています。また、草刈機及び消毒噴霧機の貸出し制度を設け、所有者自ら行う適正管理のため援助事業も行っています。(毎年5月中に現況調査を実施し、6月に所有者宛て通知を行う。)

指導件数及び町受託件数

年度 項目	13年度	14年度	15年度
指導件数	249	242	263
面積 m ²	80,837	85,940	89,190
委託件数	142	131	128
面積 m ²	36,725	33,970	27,320

草刈機の貸出し

13年度	14年度	15年度
17件	11件	19件

消毒機の貸出し

13年度	14年度	15年度
8件	7件	10件

2 側溝の汚土収集

自治会や町内会等が行う町道側溝の清掃により発生した汚土等を処理しています。

また、ハエ、蚊等を駆除するため、希望する自治会や町内会等に防疫薬剤を配付しています。

汚土処理量

	13年度	14年度	15年度
処理量	16.7 t	22.7 t	17.9 t

3 スズメバチの巣の駆除

町民からの依頼に応じて、スズメバチの巣の駆除を実施しました。

平成15年度の駆除件数	53件
-------------	-----

4 ダイオキシン類測定結果

町内における土壌・大気ダイオキシン類について濃度調査を行いました。調査の結果については、下表に示したとおりです。

(1) 土壌中のダイオキシン類濃度測定結果

(試料採取年月日 平成15年度は未実施)

平成14年度調査結果

単位: pg-TEQ/g

調査地点	所在地	ダイオキシン類濃度
西幼稚園	高野台南 1-13-1	8.4
中央幼稚園	大字杉戸 2199	0.17
中央第2幼稚園	大字倉松 197	2.1
南幼稚園	大字堤根 4066-1	1.4
東幼稚園	大字並塚 162	0.21

環境基準：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

(土壌 1,000 pg-TEQ/g 以下)

(2) 大気中のダイオキシン類濃度測定結果

平成13年度調査結果(午前11時から翌午前11時まで)

(単位: Pg TEQ/m³)

調査地点	5/9~5/10	8/7~8/8	11/7~11/8	2/5~2/6	年度平均
中央公民館	0.15	0.19	0.25	0.29	0.22
西公民館	0.22	0.29	0.20	0.29	0.25
泉公民館	0.21	0.18	0.31	0.33	0.26

平成14年度調査結果(連続7日間 午前11時から午前11時まで)

調査地点	5/21~5/28	8/24~8/31	11/12~11/19	1/28~2/4	年度平均
役場 NO1	0.083	0.088	0.25	0.12	0.14
役場 NO2	0.096	0.079	0.23	0.13	0.13
西排水機場	0.10	0.082	0.24	0.16	0.15
泉公民館	0.14	0.13	0.35	0.68	0.32

平成 15 年度調査結果（連続 7 日間 午前 11 時から午前 11 時まで）

調査地点	5/20～5/27	8/19～8/26	11/11～11/18	1/27～2/3	年度平均
役場 NO1	0.093	0.088	0.099	0.19	0.12
役場 NO2	0.090	0.086	0.10	0.21	0.12
西排水機場	0.097	0.095	0.11	0.23	0.13
木津内集会所	0.15	0.14	0.20	0.40	0.22

環境基準値：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は
年平均 0.6 pg - TEQ / m³ 以下（ダイオキシン類対策特別措置法 H12.1.15）

（注）1 Pg は 1 兆分の 1 g

(3) 環境センターのダイオキシン類調査

環境センターでは、焼却施設から排出されるダイオキシン類について調査を行っています。環境センターの焼却能力は、4 2 t / 16 h 2 基、1 時間当り 4 2 t ÷ 1 6 h = 2.625 t となっています。

単位: n g - TEQ // m³N

焼却炉名	測定日	濃 度
1 号炉	H10. 3/27	1.5
	H11. 3/26	1.2
	H12. 3/24	2.4
	H13. 3/27	0.7
	H14. 3/27	0.16
	H15. 4/23	0.18
	H16. 3/10	0.16
2 号炉	H 9. 8/28	1.2
	H10. 8/27	1.1
	H11. 8/26	0.75
	H12. 8/23	4.4
	H13. 9/19	0.22
	H14. 9/19	0.086
	H15. 9/18	0.39

（注）1 n g は 10 億分の 1 g

排出基準値

H13.1 ~ H14.11 まで 80ngTEQ/ m³N 以下

H14.12 より 5 n g TEQ / m³N 以下

5 彩の国環境クリーン作戦

野焼き等の不適正な廃棄物処理の撲滅、再発防止を徹底して推進するため、野焼き防止パトロールを実施するとともに、悪質業者に対する指導監視を強力に実施しています。

第2節 自然環境

本町は、西地区や泉地区の一部に樹林地帯がわずかに残っていますが、水田がかなりの面積を占めるような土地柄です。また、江戸川、古利根川、中川、倉松川など多くの河川や水路が流れ、緑の多い自然に恵まれているように見えます。

しかし、貴重な雑木林や屋敷林も、ライフスタイルの変化等から徐々に減少しつつあります。また、河川や水路は、護岸がコンクリート化され生物の生息環境も少なくなりつつあります。

1 樹木・樹林の保存

町では、良好な自然環境を保全するため町内における保存すべき樹木及び樹林を指定し、適切な維持管理を行っていただくため奨励金の交付を行っています。

< 指定基準 >

樹木 健全で樹容が美観上すぐれ、地域住民に親しまれており、高さが15メートル以上で、地上1.5メートルの幹の周囲が1.8メートル以上であること。

樹林 健全で整然としており、地元住民の心の安らぎとなっていて面積が1,000㎡以上あること。

< 奨励金の額 >

樹木 1本あたり2,000円(2本目から1本につき500円を加算)

樹林 1㎡あたり10円を乗じた額

< 指定状況 > 15年度

樹 林	3ヶ所
杉戸町大字下高野地内	1,598㎡
杉戸町大字下高野地内	1,886㎡
杉戸町大字下高野地内	1,082㎡
合 計	4,566㎡

< 指定状況 > 15年度

樹 種	本数	樹 種	本数
ケヤキ	31本	シラカシ	4本
クス	3本	イチョウ	3本

マツ	1本	モミ	1本
ハンノキ	1本	エノキ	1本
ムク	1本	タブノキ	1本
スタジイ	1本	合計15件	48本

2 ふるさとの森・ふるさとの並木道

ふるさと埼玉の緑を守る条例に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している樹林地を「ふるさとの森」として、また、ふるさとを象徴する緑を形成している並木道の存する地域を「ふるさとの並木道」として指定し、保全を図っています。

杉戸町高野台けやき通りふるさとの並木道

指定年度 平成5年度

所在地 杉戸町高野台

総延長 2,090m

杉戸町高野台学びの小径ふるさとの並木道

指定年度 平成5年度

所在地 杉戸町高野台

総延長 1,521m

3 環境ポスターの募集

町内の小・中学校児童生徒を対象に緑をテーマとするポスターを募集し、入選作品をエコスポいずみ・イトーヨーカ堂（平成15年度はベルクス）に掲示しています。

応募数

	13年度	14年度	15年度
小学校	84	78	66
中学校	11	13	11
計	95	91	77